

# 支給認定基準及び利用調整 について

平成26年10月16日（木）

幼児保育課

## ◆支給認定の概要



### ●保育の必要性の認定

- ①「事由」(保護者の就労、疾病など)
- ②「区分」(保育標準時間、保育短時間の2区分⇒保育必要量)

### ●松戸市の基準 (平成26年5月15日の松戸市子ども・子育て会議で承認されました)

○「事由」については、国の基準どおり。

- ①就労
- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病・障害
- ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ⑦就学
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市が認める場合

## ○「区分」

保育標準時間…就労の下限時間は1ヶ月あたり120時間以上とする  
(一日 最大11時間の保育利用可)

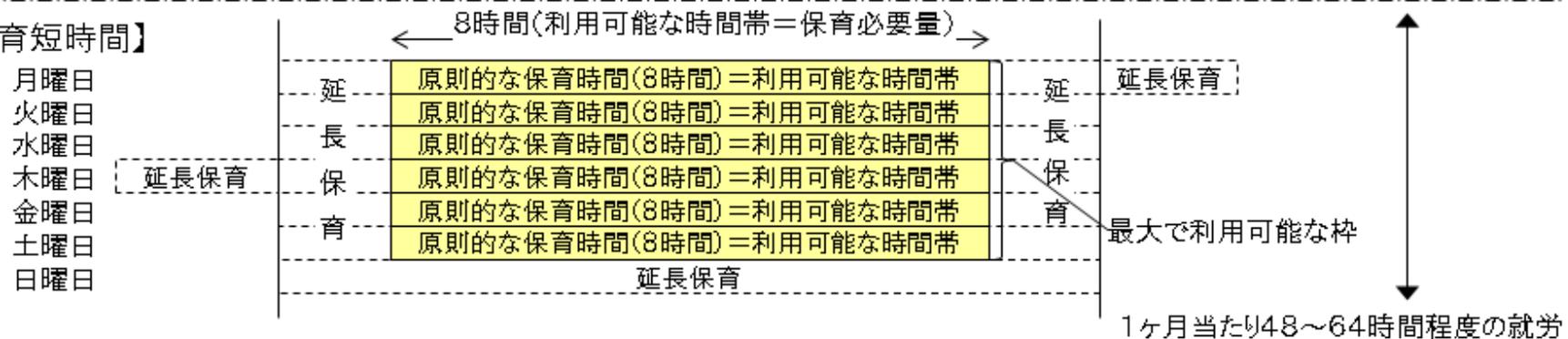
保育短時間 …就労の下限時間は1ヶ月当たり64時間とする  
(一日 最大8時間の保育利用可)

## 《 参 考 》

### 【保育標準時間】



### 【保育短時間】



## ◆規則の制定について

子ども・子育て支援法



子ども・子育て支援法施行規則  
子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令



(仮)子ども・子育て支援法施行規則第1号の規定に基づく市町村が定める時間に関する規則  
(仮)松戸市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等事務取扱い要綱

または・・・

(仮)松戸市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等事務取扱い要綱

※「保育の実施に関する条例」、「保育の実施に関する実施条例施行規則」については廃止。）

## ◆保育の必要性の認定に係る事由ごとの「有効期間」について

	事由	支給認定の有効期間		松戸市の方向性(案)
		2号	3号	
①	就労	小学校就学前まで	満3歳まで	
②	妊娠、出産	出産後8週間まで		
③	保護者の疾病、障害	小学校就学前まで	満3歳まで	
④	親族の介護・看護	小学校就学前まで	満3歳まで	
⑤	災害復旧	小学校就学前まで	満3歳まで	
⑥	求職活動	3ヶ月を限度として市が定める期間まで		3ヶ月を限度とする
⑦	就学	保護者の卒業まで	保護者の卒業まで	
⑧	虐待、DV	小学校就学前まで	満3歳まで	
⑨	育児休業	市が定める期間	市が定める期間	現行通り 2号⇒小学校就学まで 3号⇒1年以内に復職を条件
⑩	その他	市が定める期間	市が定める期間	事由によって、①～⑨に準ずる

### 《有効期間の考え方》

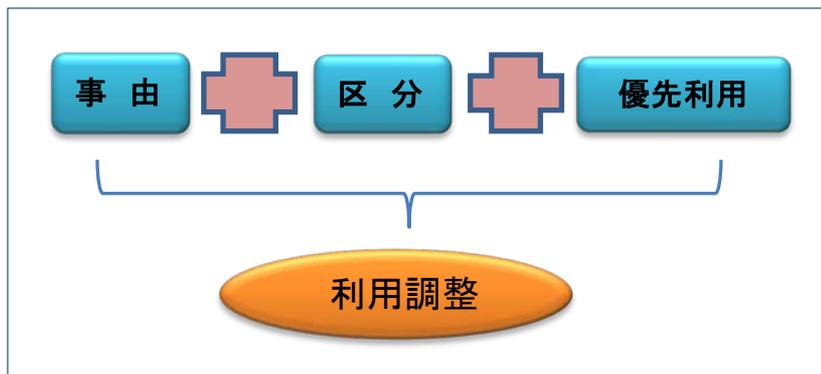
2号認定及び3号認定の有効期間は、満3歳以上の子どもに係る認定についてはその効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間、満3歳未満の子どもに係る認定についてはその効力発生日から満3歳に達する日の前日までの期間とし、保育の必要性の認定に係る事由に該当しなくなった場合は、その時点までとすることを基本としたこと（規則第8条第2号から第13号まで）

## ◆保育の必要性の認定に係る事由ごとの「保育必要量」について

(子ども・子育て支援法施行規則第4条第1項、第2項)

	事由	保育必要量の区分		備考	松戸市の方向性(案)
①	就労	標準時間	短時間	2区分は必須。月120時間で線引き。	
②	妊娠、出産	標準時間		一般的には標準(利用を妨げない)。保護者の申出により短時間は可。	
③	保護者の疾病、障害	標準時間		一般的には標準(利用を妨げない)。保護者の申出や通院状況により短時間は可。	
④	親族の介護・看護	標準時間	短時間	2区分は必須。	
⑤	災害復旧	標準時間		一般的には標準(利用を妨げない)。保護者の申出により短時間は可。	
⑥	求職活動	標準時間	短時間	必要に応じて、原則、短時間に統一することも可。	現行通り 原則、短時間とする
⑦	就学	標準時間	短時間	2区分は必須。	
⑧	虐待、DV	標準時間		一般的には標準(利用を妨げない)。保護者の申出により短時間は可。	
⑨	育児休業	標準時間	短時間	必要に応じて、原則、短時間に統一することも可。	現行通り 原則、短時間とする
⑩	その他	標準時間	短時間	2区分は必須。市町村の判断で1区分にすることも可。	2区分 事由によって①～⑨に準ずる

## ◆利用調整について



※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、実際の運用状況を踏まえ、市町村で運用とされている。

### ●選考基準について（資料2 選考基準表（案）参照）

- ・保育の必要性の事由に応じて設定する。
- ・フルタイム就労のほか、パートタイム就労などすべての就労形態に対応していくことを基本に設定する（一時預かり事業で対応可能な短時間の就労は除く）。
- ・「虐待又はDVのおそれがあること」については、保育の必要性に係る事由となるが、選考基準によらず状況に応じて利用調整していくこととする。

## ◆優先利用について

### ●調整点について

現行では調整の項目が少なく、同点となった場合に優先度をつけにくい状況。追加する項目は、現在も点数としては現れないものの選考時に考慮しているところであるため、今回の改正にあわせ公表していく予定。

# ◆優先利用について

資料3 調整点（案）参照

	優先利用の項目	本市の考え方
加 点 項 目	ひとり親家庭	現行に加え、扶養児童1名の場合を追加
	生活保護世帯	現行に加え、就労による自立が見込まれる場合を追加
	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	新たに追加
	虐待やDV	選考基準、優先利用によらず利用調整する
	子どもの障害	子どもの障害のために就労を制限されている場合を追加
	育児休業明け	現行に加え、一時退園した児童が再入所を希望する場合を追加
	兄弟姉妹	現行に加え、多子家庭への配慮を追加
	小規模等の卒園児のスムーズな移行	新たに追加
	その他 ※	認可外保育施設等利用者や待機期間の長い方への配慮を追加 他
減 点 項 目		現行に加え、下記を新たに追加 ・転入者を除く、市外居住者 ・未就学児の兄弟の同時申し込みが無い場合 ・内定を辞退した場合 ・過去に保育料の滞納がある場合

※「その他市が定める事由」について、上記のほかにも人材確保、育成や就業継続による全体へのメリット等の観点から、保育士、幼稚園教諭、保育教諭の子ども利用に当たって配慮する項目も加えることとするか？併せて、放課後児童クラブの指導員等の子どもの利用に当たって配慮する項目を追加するか？

## ●同一指数世帯の優先順位について

（資料4 同一指数世帯の優先順位表（案）参照）

基準点と調整点の合計が同一となった場合には、この優先順位に基づき判定する予定。

## 《利用調整の事例》

### ●A児の場合 0歳児

父…不在(離婚)

母…120時間以上の就労・育児休暇明け

※現在、希望保育所に兄が在園中

支給認定は…

3号認定子ども・保育標準時間認定



	父母の状況	基準点	調整項目	調整点	合計点	優先利用
父	母子	100	育休明け	20	230	
母	月20日以上かつ週40時間以上…	100	兄弟が入所	10		

### ●B児の場合 3歳児

父…120時間以上の就労

母…障害を持った下の子1歳児の介護

(身体障害1級・常時介護が必要)

※待機期間が6ヶ月以上経過している

支給認定は…

2号認定子ども・保育標準時間認定



	父母の状況	基準点	調整項目	調整点	合計点	優先利用
父	月20日以上かつ週40時間以上…	100	待機期間6ヶ月	3	183	
母	家族が自宅で療養	80				